記者発表資料

平成２７年２月１９日
湯沢河川国道事務所

洪水に備えて

「洪水時の避難に関する説明会」を開催します

平成２５年７月に改正された水防法により、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者利用施設については、洪水時における避難確保計画の作成や訓練の実施等が努力義務とされました。

このたび、大仙市・横手市と国土交通省が共同で、各市内における雄物川等の浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設を対象に、避難確保計画の作成方法や洪水予報等の伝達方法について説明会を開催します。

１．日時･会場

【横手市】　日時：平成 27 年 2 月 23 日（月）　10：00 ～ 11：00
会場：横手市条里一丁目 1-1
横手市役所条里北庁舎【別紙１参照】

【大仙市】　日時：平成 27 年 2 月 25 日（水）
1 回目　10：00 ～ 11：00
2 回目　13：30 ～ 14：30
3 回目　15：30 ～ 16：30
会場：大仙市大曲日の出町２丁目 7-53
大仙市大曲交流センター【別紙２参照】

２．主な内容　　避難確保計画の作成について
洪水予報等の伝達方法について

３．その他　　都合により日程が変更する場合があります。

＜発表記者会＞
秋田県政記者会、横手記者会、秋田魁新報社大曲支局・角館支局・湯沢支局

問い合わせ先

国土交通省　東北地方整備局　湯沢河川国道事務所
住所　湯沢市関口字上寺沢 64 番 2 号
TEL ０１８３－７３－３１７４（代表）

副所長(河川)　佐藤　徳男　（内線２０４）
○調査第一課長　林　将宏　（内線３５１）

別紙1

会 場 案 内 図

■会場：横手市条里一丁目1番1号
　　横手市役所 条里北庁舎　２階会議室

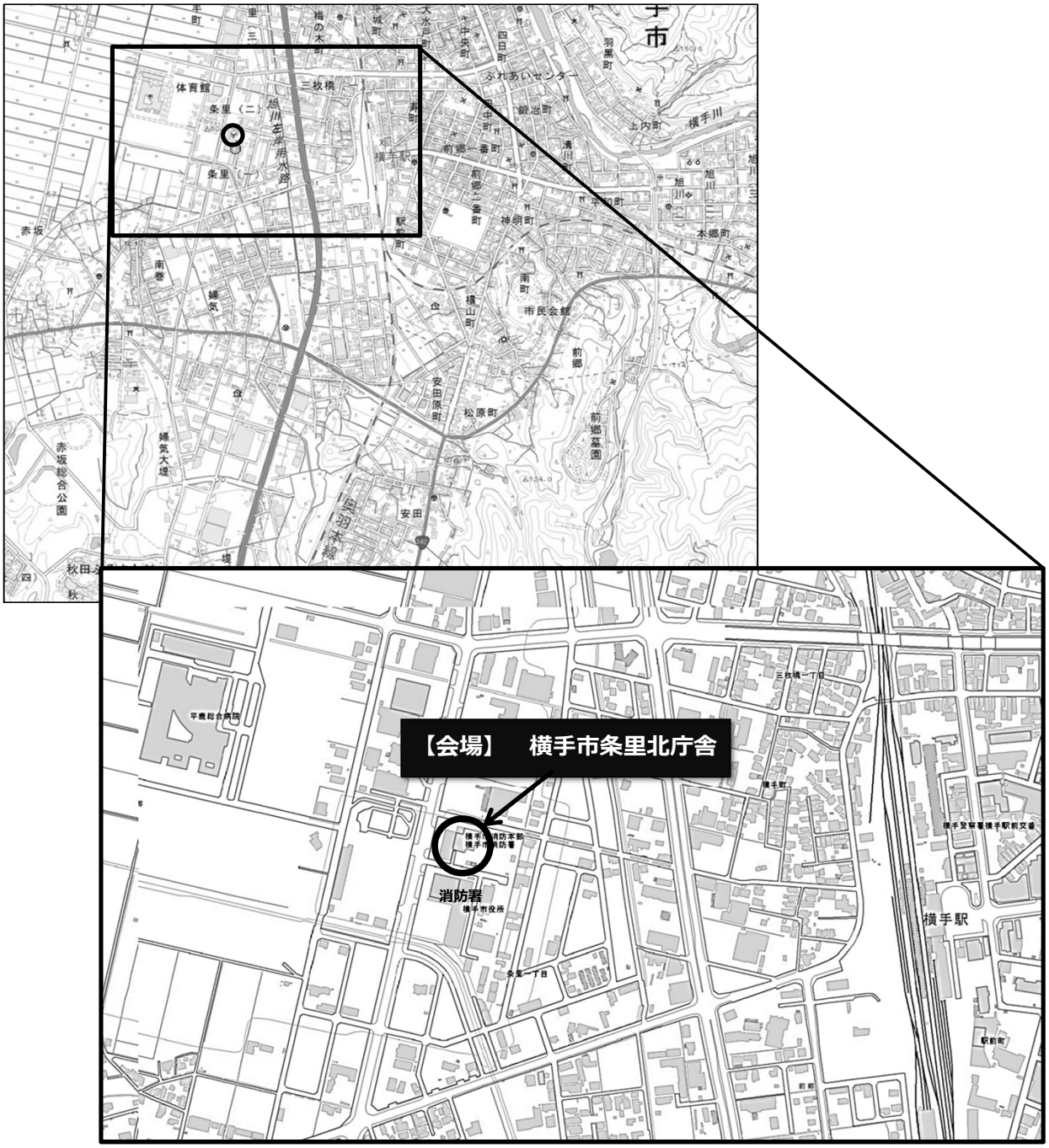

別紙2

会 場 案 内 図

■会場：大仙市大曲日の出町２丁目７－５３
　　大仙市大曲交流センター

